

4項目で基準違反

下田市大沢の 産廃処分場 市、操業停止を指示

下田市大沢の産業廃棄物中間処分場下田事業場で、大気汚染防止法とダイオキシン類対策特別措置法の排出基準違反があったとして市は、同施設を設置するワイティービ

ジネス(本社・御殿場市、吉牟田あや子社長)に対し、今月7日から操業停止の指示を出した。市役所で22日に開かれた市議会全員協議会で報告した。

市環境対策課によると、9月13、14の両日、県東部健康福祉センターが立ち入り検査を行い、窒素硫化物や一酸化炭素、ダイオキシン類濃度など6項目を測定。その

結果、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素、ダイオキシン類濃度が協定細目基準値を上回っていた。また、同施設は9月20日、設備の故障によって建屋内で火災事故を起こ

している。

これらを受けて市は、昨年2月28日に締結した「公害防止協定書」に反して市民の信頼を損なっているとして、違反状態が解消し、事故の再発防止対策を大沢地区産業廃棄物監視委員会が確認するまでの間、施設の操業停止を指示した。

合わせて事業の許認可権を持つ県は、行政処分の内容を検討しているという。